○ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
障 発 0330 第 16 号	障 発 0330 第 16 号
平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 3 月 30 日
一部改正障発 0329 第 20 号	一 部 改 正 障 発 0329 第 20 号
平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 3 月 29 日
一 部 改 正 障 発 0930 第 2 号	一 部 改 正 障 発 0930 第 2 号
平成 25 年 9 月 30 日	平成 25 年 9 月 30 日
一 部 改 正 障 発 1226 第 4 号	一部改正障発 1226 第 4 号
平成 26 年 12 月 26 日	平成 26 年 12 月 26 日
一 部 改 正 障 発 0331 第 26 号	一 部 改 正 障 発 0331 第 26 号
平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 3 月 31 日
一 部 改 正 障 発 0330 第 12 号	一 部 改 正 障 発 0330 第 12 号
平成 28 年 3 月 30 日	平成 28 年 3 月 30 日
一 部 改 正 障 発 0331 第 17 号	一 部 改 正 障 発 0331 第 17 号
平成 29 年 3 月 3 1 日	平成29年3月31日
<u>一部</u> 改正障発 0330 第 5 号	<u>最終</u> 改正障発 0330 第 5 号
平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 3 月 30 日
最終改正障発 0327 第 31 号	
<u>平成 31 年 3 月 27 日</u>	
都道府県知事	都道府県知事
各指定都市市長殿	各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長	児童相談所設置市市長

改正後	現 行
-----	-----

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用 の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(略)

# 第1 (略)

 $1 \sim 4$  (略)

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日<u>(第4の5における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)</u>から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

6 (略)

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用 の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(略)

### 第1 (略)

 $1 \sim 4$  (略)

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

6 (略)

第2 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する 費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(平 成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。)に 関する事項

## 1 通則

- (1) 算定上の端数処理等について
- ① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算 (何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下 の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶え ず整数値に割合を乗じていく計算になる。

- (例) 児童発達支援センター (難聴児の場合。利用定員が21人 以上30人以下で1,190単位)
  - ・ 地方公共団体の設置する施設の場合所定単位数の1000 分の965

1,190単位×965/1000=1,148.35→1,148単位

・ 定員超過利用による減算がかかる場合所定単位数の10 0分の70

<u>1,148</u>単位×0.70=<u>803.6</u>→<u>804</u>単位

※ 1,190×965/1000×0.70=803.845として四捨五入するのではない。

なお、サービスコードについては、福祉・介護職員処遇改善 加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び福祉・介護職員等

# 現 行

第2 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する 費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(平 成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。)に 関する事項

#### 1 通則

- (1) 算定上の端数処理等について
- ① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算 (何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下 の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶え ず整数値に割合を乗じていく計算になる。

- (例) 児童発達支援センター (難聴児の場合。利用定員が21人 以上30人以下で1,185単位)
  - ・ 地方公共団体の設置する施設の場合所定単位数の1000 分の965

1,185単位×965/1000=1,143.525→1,144単位

・ 定員超過利用による減算がかかる場合所定単位数の10 0分の70

1,144単位×0.70=800.8→801単位

※ 1,185×965/1000×0.70=800.4675として四捨五入するのではない。

なお、サービスコードについては、福祉・介護職員処遇改善 加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く加算等を加え

特定処遇改善加算を除く加算等を加えた一体型の合成コードと して作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単 位数(整数値)である。

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満 (小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。

- (例) 上記①の事例で、このサービスを月に22回提供した場合 (定員を常に超過している場合、地域区分は2級地)
  - · 804単位×22回=17,688単位
  - ・ <u>17,688</u>単位×10.99円/単位=<u>194,391.12</u>円→<u>194,391</u> 円

 $(2)\sim(4)$  (略)

- (5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について
- ① (略)
- ② 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算(児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)を除く。(7)の②を除き、以下同じ。)がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

- (例) 利用定員10人の指定児童発達支援事業所において、児童 指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)を算定してい る場合
  - · (830単位+12単位) ×70/100=589.4→589単位

# 現行

た一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、 既に端数処理をした単位数(整数値)である。

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満 (小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。

- (例) 上記①の事例で、このサービスを月に22回提供した場合 (定員を常に超過している場合、地域区分は2級地)
  - 801単位×22回=17,622単位
  - <u>17,622</u>単位×10.99円/単位=<u>193,665.78</u>円→<u>193,665</u> 円

 $(2)\sim(4)$  (略)

- (5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について
- ① (略)
- ② 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算(児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)を除く。(7)の②を除き、以下同じ。)がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

- (例) 利用定員10人の指定児童発達支援事業所において、児童 指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)を算定してい る場合
  - · (827単位+12単位) ×70/100=<u>587.3</u>→<u>587</u>単位

③ $\sim$ ⑦ (略)

- (6) (略)
- (7) 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について
- ① (略)
- ② 算定される単位数
  - (一) (略)
  - (二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。
  - ※ (一)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算(児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)及び訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)を除く。)がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。
    - (例) 保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員特別加 算(専門職員が支援を行う場合)を算定している場合
      - · (<u>988</u>単位+679単位) ×70/100=<u>1,166.9</u>→<u>1,167</u>単位

③ $\sim$ ⑤ (略)

(8)~(10) (略)

- 2 障害児通所給付費等
  - (1) 児童発達支援給付費

 $(1)\sim (4)$ の 2 (略)

現

③~⑦ (略)

- (6) (略)
- (7) 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

行

- ① (略)
- ② 算定される単位数
  - (一) (略)
  - (二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。
  - ※ (一)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算(児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)及び訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)を除く。)がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。
    - (例) 保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員特別加 算(専門職員が支援を行う場合)を算定している場合
      - · (<u>988</u>単位+679単位) ×70/100=<u>1,166.9</u>→<u>1,167</u>単 位

③~~(8)

(8)~(10) (略)

- 2 障害児通所給付費等
  - (1) 児童発達支援給付費

① $\sim$ 4の2 (略)

④の3 看護職員加配加算の取扱い

通所報酬告示第1の1の注10の看護職員加配加算については、次のとおり取り扱うこととする。

(-)~(四) (略)

(五) (一)から(三)における障害児の数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。

ア~ウ (略)

エ 新設、増改築等<u>(現に存する事業所であって直近1か年</u> に看護職員加配加算を算定していないものを含む。以下 <u>このエにおいて同じ。)</u>の場合の障害児の数については、 (i)~(iii) (略)

才 (略)

4004 ~(15) (略)

⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特 別加算の取扱い

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成31年3月26日付け障障発0326第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。

面 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途

現 行

④の3 看護職員加配加算の取扱い

通所報酬告示第1の1の注10の看護職員加配加算については、次のとおり取り扱うこととする。

(-)~(四) (略)

(五) (一)から(三)における障害児の数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。

ア~ウ (略)

エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、

(i)~(jji) (略)

才 (略)

④の4~⑥(略)

⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特 別加算の取扱い

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成30年3月30日付け障障発0330第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。

(新設)

通知を参照すること。

(2) 医療型児童発達支援給付費

①~⑩ (略)

- ① 通所報酬告示第2の12の福祉・介護職員等特定処遇改善加算 については、2の(1)の⑪を準用する。
- (3) 放課後等デイサービス給付費
  - ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示 に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、 算定することとされており、具体的には、次のとおりであるこ と。

(一) ~ (四) (略)

(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以 下のとおり取り扱うこととする。

ア~オ (略)

(削る)

現 行

(2) 医療型児童発達支援給付費

 $\widehat{1}$  $\sim \widehat{10}$  (略)

(新設)

- (3) 放課後等デイサービス給付費
- ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示 に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、 算定することとされており、具体的には、次のとおりであるこ と。

(-)~ (四) (略)

(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以 下のとおり取り扱うこととする。

ア~オ (略)

力 平成31年3月31日までの間は、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上とあるのは、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上又はこれに準ずる状

71 11	
改正後	現 行
	<u>態とすること。</u>
②~18 (略)	②~⑱ (略)
⑨ 通所報酬告示第3の13の福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(新設)
については、2の(1)の⑪を準用する。	
(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費	(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費
①~⑤ (略)	①~⑤ (略)
⑥ 通所報酬告示第4の6の福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(新設)
については、2の(1)の⑰を準用する。	
(5) 保育所等訪問支援給付費	(5) 保育所等訪問支援給付費
①~⑥ (略)	①~⑥ (略)
⑦ 通所報酬告示第5の5の福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(新設)
については、2の(1)の⑰を準用する。	
第3 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関す	第3 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関す
る基準別表障害児入所給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第	る基準別表障害児入所給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第
123号。以下「入所報酬告示」という。)に関する事項	123号。以下「入所報酬告示」という。)に関する事項
(1) 福祉型障害児入所施設給付費	(1) 福祉型障害児入所施設給付費
①~⑤ (略)	①~⑤ (略)
⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い	⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い
入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算	入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算
については、対象となる障害児は1人からでも加算をすること	については、対象となる障害児は1人からでも加算をすること
は可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配	は可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配
置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設	置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設

備及び職員配置基準等を満たす必要があること。

また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。

なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続 した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内 においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は 算定しないものであること。

同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を 行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないこ とにも留意されたい。

 $(7)\sim(17)$  (略)

(18) 入所報酬告示第1の12の福祉・介護職員等特定処遇改善加算

備及び職員配置基準等を満たす必要があること。<u>なお、従来の</u>強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所については、経過措置として平成31年3月31日までの間は、実践研修修了者又は基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については、加算の対象とする。ただし、経過措置期間中であっても、実践研修修了者を配置している場合にあっては、支援計画シート等を作成するよう努めること。

また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。

なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続 した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内 においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は 算定しないものであること。

同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を 行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないこ とにも留意されたい。

⑦~⑪ (略)

(新設)

については、第2の2の(1)の⑪を準用する。

(2) 医療型障害児入所施設給付費

 $(1)\sim(9)$  (略)

- ⑩ 入所報酬告示第2の8の福祉・介護職員等特定処遇改善加算 については、第2の2の(1)の⑰を準用する。
- 第4 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定 | 第4 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定 に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表(平成24年厚生労 働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。) に関 する事項

 $1 \sim 4$  (略)

5 特定事業所加算の取扱いについて

(1)・(2) (略)

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の 算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成24 年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」 という。) の具体的運用方針

厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱について は、次に定めるところによること。

①•② (略)

③ 特定事業所加算(Ⅲ)について 厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(3)については、常 勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1 現 行

(2) 医療型障害児入所施設給付費

 $\bigcirc$  (略)

(新設)

に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表(平成24年厚生労 働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。) に関 する事項

 $1 \sim 4$  (略)

5 特定事業所加算の取扱いについて

(1) • (2) (略)

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の 算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成24 年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」 という。) の具体的運用方針

厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱について は、次に定めるところによること。

①•② (略)

③ 特定事業所加算(Ⅲ)について

厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(3)については、常 勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1 名以上が相談支援従事者現任研修を終了した相談支援専門員であること。ただし、2名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、 指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合 については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務 を兼務しても差し支えない。

なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(1)及び(2) については、①のイ~カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援 従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。

④ (略)

(4) (略)

 $6 \sim 11$  (略)

- 12 要医療児者支援体制加算の取扱いについて
  - (1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している

名以上が相談支援従事者現任研修を終了した相談支援専門員であること。ただし、2名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、 指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合 については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務 を兼務しても差し支えない。

なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(1)及び(2) については、①のイ~カの規定を準用する。この場合において、工に規定する主任相談支援専門員については、相談支援 従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるもの とし、また、平成30年3月31日以前に特定事業所加算を算定 していた事業所の場合は、平成30年4月1日から平成31年3 月31日までの間は、カの規定は適用しない。

④ (略)

(4) (略)

 $6 \sim 11$  (略)

- 12 要医療児者支援体制加算の取扱いについて
  - (1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している

障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある 障害児(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な障害 児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及び これに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支 援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応でき る体制が整備されていることが必要となる。

ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 2地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みが あった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由に サービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意す ること。

# (2) (略)

13 精神障害者支援体制加算の取扱いについて

# (1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了し

障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある 障害児(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な障害 児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及び これに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支 援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応でき る体制が整備されていることが必要となる。

ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記15に定める医療的ケア児等 コーディネーター養成研修等事業により行われる研修</u>その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みが あった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由に サービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意す ること。

# (2) (略)

13 精神障害者支援体制加算の取扱いについて

# (1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了し

た常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適 切に対応できる体制が整備されていることが必要となるもので ある。

ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記<u>1-17</u>に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記<u>2-21</u>に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、精神障害を有する障害児の保護者から利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

(2) (略)

14・15 (略)

た常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。

ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記26に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、精神障害を有する障害児の保護者から利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

(2) (略)

14・15 (略)